

## 居宅療養管理指導の取扱いについて

見出しのことについて、2012年度（平成24年度）から、次の変更があります。

- 1 「在宅」又は「居住系施設入居者等」に対する算定区分が廃止され、「同一建物居住者」「同一建物居住者以外」の区分となる。

「同一建物居住者」とは次の利用者のことをいう。

- (1) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者
- (2) 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る。）、介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者

- 2 ケアマネジャーに対する居宅療養管理指導に係る情報提供が必須となる。

ケアプランの作成等に必要となる情報提供を行わない場合は、報酬の算定はできない（減算もありません）。

ケアマネジャー（地域包括支援センターにおいては担当者）におかれましては、往診及び訪問診療の利用者その他通院困難者における医療等との関わりを把握し、利用者にとって適切な支援体制を調整するとともに、同サービス利用者に係る情報提供内容の活用等に努めていただきますようお願いいたします。

また、サービス事業所において医療等の関わりがある場合は、事業所への訪問実績等を記録に残していただきますよう、重ねてお願いいたします。